

一宮市立学校施設使用条例（昭和56年一宮市条例第65号）別表に規定する学校施設の使用料の徴収事務の委託（令和6年一宮市告示180）の一部を下記のとおり改正し、令和6年5月1日から施行する。

令和6年4月26日

一宮市長 中野 正康

別紙学校体育施設使用料徴収事務委託一覧表

改正前

学校名	氏名	住所
一宮市立木曽川西小学校	太田 孝子	一宮市木曽川町玉ノ井

改正後

学校名	氏名	住所
一宮市立木曽川西小学校	岩田 賢治	一宮市木曽川町三ツ法寺